

報道関係者各位

2016年12月22日
沢井製薬株式会社

**オキサリプラチン点滴静注液 50mg・100mg・200mg「サワイ」
特許権侵害差止請求訴訟 勝訴のお知らせ**

沢井製薬株式会社（本社：大阪市淀川区、代表取締役社長：澤井光郎）は、当社が製造販売する抗悪性腫瘍剤「オキサリプラチン点滴静注液 50mg・100mg・200mg「サワイ」」（ジェネリック医薬品。先発品名：エルプラット®点滴静注液）について、特許権侵害差止請求訴訟に対して勝訴判決を受けたことをお知らせします。

本訴訟は、上記当社製品がデビオファーム・インターナショナル・エス・アー（以下、デビオファーム社）の有する製剤特許（特許第 4430229 号）を侵害しているとして、製造販売等の差止及び廃棄を求めたものです。東京地方裁判所は、当該特許を特許無効と判断し、デビオファーム社の請求を棄却しました。

本件により当社による本製品の製造販売の継続に何ら問題が生じることはございません。今後も、少しでも早くジェネリック医薬品をお届けするため、なによりも患者さんのために取り組んでまいります。

◆お問い合わせ先◆

沢井製薬株式会社 戦略企画部 広報・IR グループ
TEL：06-6105-5718／E-mail：koho@sawai.co.jp